



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*23 和歌山県官報報告規則の一部を改正する規則	(総務学事課)	1
*24 和歌山県報発行規則の一部を改正する規則	(")	2
*25 公益法人の財産目録等の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則	(")	2
*26 公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則	(")	2
*27 和歌山県危険物取扱者試験委員設置条例施行規則を廃止する規則	(危機管理・消防課)	3
*28 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則	(災害対策課)	3
*29 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則	(健康推進課)	5
*30 農業委員会代表者会議規則を廃止する規則	(農林水産総務課)	5
*31 畜産振興地域における和歌山県有家畜の導入に関する規則を廃止する規則	(畜産課)	6
*32 農業倉庫業法施行細則を廃止する規則	(経営支援課)	6
*33 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	(港湾空港課)	6
*34 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則	(会計課)	6

規 則

和歌山県規則第23号

和歌山県官報報告規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県官報報告規則の一部を改正する規則

和歌山県官報報告規則（昭和30年和歌山県規則第113号）の一部を次のように改正する。

第1条中「官報、法令全書、職員録等の発行に関する命令（昭和24年/総理府令/大蔵省令/第1号。以下「令」という。）に基づき」を削る。

第2条を次のように改める。

（官報報告主任）

第2条 官報報告に関する事務を総括するため、官報報告主任を置き、総務部総務管理局総務課長をもって充てる。

第3条第1号中「とくに」を「特に」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第4条中「（以下「各課室等」という。）の」を「の長は、その」に、「官報報告事項に該当する事件」を「、前条各号に掲げる事項であって官報掲載を要すると認めるもの」に改め、「、各課室等の長は」を削る。

別記第3号様式中

「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「決定又は」を削り、「決定(裁決)」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第24号

和歌山県報発行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県報発行規則の一部を改正する規則

和歌山県報発行規則(昭和25年和歌山県規則第66号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「翌年1月5日」を「翌年1月3日」に改める。

第8条第1項中「総務学事課長」を「総務部総務管理局総務課長」に改める。

第9条第1項中「総務学事課」を「総務部総務管理局総務課」に、「総務学事課長」を「総務部総務管理局総務課長」に改め、同条第2項中「総務学事課」を「総務部総務管理局総務課」に改める。

第10条及び第11条中「総務学事課」を「総務部総務管理局総務課」に改める。

第12条中「総務学事課長」を「総務部総務管理局総務課長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第25号

公益法人の財産目録等の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公益法人の財産目録等の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則

公益法人の財産目録等の閲覧及び謄写に関する規則(平成26年和歌山県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第1項の規定により、知事に提出された財産目録等(以下「財産目録等」という。)」を「第21条第4項に規定する財産目録等であって、知事に提出されたもの(以下「財産目録等」という。)」に改める。

第2条第2項中「ときは、前項」を「ときは、同項」に改める。

第3条中「総務部総務管理局総務学事課」を「環境生活部県民局県民生活課」に改める。

第4条第2項中「前項に」を「同項に」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第26号

公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写に関する規則の一部を改正する規則

公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写に関する規則（平成26年和歌山県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「ときは、前項」を「ときは、同項」に改める。

第3条中「総務部総務管理局総務学事課」を「環境生活部県民局県民生活課」に改める。

第4条第2項中「前項に」を「同項に」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第27号

和歌山県危険物取扱者試験委員設置条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県危険物取扱者試験委員設置条例施行規則を廃止する規則

和歌山県危険物取扱者試験委員設置条例施行規則（昭和58年和歌山県規則第8号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第28号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則（昭和38年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1総合統制室の部中

「33 緊急輸送道路の確保に関すること。」を

「33 緊急輸送道路の確保に係る情報の収集、記録及び伝達に関すること。」に改める。

別表第2知事室部の部中

「国体推進
監 監 を「広報課長」に改め、
国体推進
局長 局長」

同部（幹事班）広報班の項中

「広報課長
（副班長） を「広報課副課長」に改め、
広報課副課長」

同部秘書班の項中

「政策審議課長	「政策審議課員
総務企画課長	総務企画課員
施設調整課長	施設調整課員
競技式典課長	競技式典課員
競技力向上推	競技力向上推

進課長 を「政策審議課長」に、 進課員 を「政策審議課員」に改め、
 障害者スポーツ大会課長 障害者スポーツ大会課員
 行幸啓室長 行幸啓室員
 県外競技運営室長 県外競技運営室員

同表総務部の部中

「参事」を 「監察査察参事 行政改革担当参事」 に改め、

同部（幹事班）総務班の項中「総務学事課長」を「総務課長」に、

「総務学事課副課長」を「総務課副課長」に、

「総務学事課員」を「総務課員」に改め、同項事務分掌の欄3を削り、同欄4を同欄3とし、同部人事職員班の項中

「総括監察査察員 行政改革課副課長」を 「監察査察課長 行政改革課長」 に改め、

同表企画部の部文化国際班の項を次のように改める。

文化学術班	(班長) 文化学術課長 (副班長) 文化学術課副課長	文化学術課員	1 各班共通業務に関する事。 2 私立学校の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関する事。 3 その他必要な事。
国際班	(班長) 国際課長 (副班長) 国際課副課長	国際課員	1 各班共通業務に関する事。 2 海外からの災害支援等に係る問合せの対応に関する事。 3 外国人の被災者に関する災害情報対応に関する事。 4 その他必要な事。

別表企画部の部総合交通政策班の項中

「過疎対策課長 空港対策室長」を「過疎対策課長」に、 「過疎対策課員 空港対策室員」を「過疎対策課員」に、

同表環境生活部の部県民生活班の項中

「NPO・県民活動推進室長」を「県民活動団体室長」に、 「NPO・県民活動推進室員」を「県民活動団体室員」に、

同部食品・生活衛生班の項事務分掌の欄7を同欄8とし、同欄6の次に次のように加える。

7 宿泊施設への避難者の受入れに関する事。

別表商工観光労働部の部（幹事班）商工観光労働総務班の項中

「償還指導室長」を 「償還指導室長 PFI推進室長」 に、 「償還指導室員」を 「償還指導室員 PFI推進室員」 に改め、

同部企業政策班の項中

「福祉産業立地室長」を「サービス産業立地室長」に、「福祉産業立地室員」を「サービス産業立地室員」に改め、

同表県土整備部の部道路班の項事務分掌の欄2中「、橋梁等」を削り、同欄3中「その他の」を削り、同部河川班の項事務分掌の欄3中「及び広川治水ダム」を「、広川ダム及び切目川ダム」に改め、同部港湾空港班の項中

「港湾空港課長」を「港湾空港振興課長」に、「港湾空港課員」を「港湾空港振興課員」に改め、

同表教育部の部（幹事班）教育総務班の項中

「給与福利課長 高校総体推進課長」を「給与福利課長」に、「給与福利課員 高校総体推進課員」を「給与福利課員」に改める。

別表第6コスモパーク加太の項中「和歌山市加太2362番地の1外」を「和歌山市加太2362番地の18外」に改め、同表上富田スポーツセンターの項中「上富田スポーツセンター」を「田辺スポーツパーク」に、「西牟婁郡上富田町朝来3871番地」を「田辺市上の山一丁目23番地1の1」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第29号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県地域・職域連携推進協議会の項を次のように改める。

和歌山県地域・職域連携推進協議会	12人以内	学識経験を有する者 保健医療関係団体の代表者 保険・労働関係団体の代表者	3年以内	福祉保健部
------------------	-------	--	------	-------

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第30号

農業委員会代表者会議規則を廃止する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農業委員会代表者会議規則を廃止する規則

農業委員会代表者会議規則（昭和29年和歌山県規則第82号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第31号

畜産振興地域における和歌山県有家畜の導入に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

畜産振興地域における和歌山県有家畜の導入に関する規則を廃止する規則

畜産振興地域における和歌山県有家畜の導入に関する規則（昭和42年和歌山県規則第148号）は、廃止する。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

和歌山県規則第32号

農業倉庫業法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農業倉庫業法施行細則を廃止する規則

農業倉庫業法施行細則（大正8年和歌山県令第60号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第33号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則（昭和32年和歌山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「係留施設使用許可」の次に「、港湾施設（上屋・荷さばき地・野積場）使用許可、荷役機械使用許可、コンテナ用電源使用許可及び船舶給水施設使用許可並びに新宮港における係留施設使用許可、港湾施設（上屋・荷さばき地・野積場）使用許可及び船舶給水施設使用許可」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県規則第34号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2を次のように改める。

別表第1の2（第2条関係）

- 1 和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第18条第1項の規定に基づく手数料
- 2 和歌山県行政不服審査法施行条例（平成27年和歌山県条例第66号）第2条第1項の規定に基づく手数料のうち電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。）による場合のもの

別表第2中「文化国際課」を「国際課」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。